

八重山郡スポーツ協会表彰規程

令和3年4月1日：改正

(趣旨)

第1条 この規程は、八重山郡スポーツの発展に貢献し、その功績が顕著で他の模範として、推奨に値する者の表彰について必要な事項を定める。

(表彰対象期間)

第2条 表彰の対象期間は、該当する年の1月1日から12月31日までとする。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、八重山郡を代表した団体、または個人。本協会の加盟団体及び当協会から推薦された者とする。但し、県スポーツ協会に加盟している団体の競技種目であること。

(1) 感謝状

本郡の体育・スポーツ振興のため、助成事業等で顕著な実績のあった者及び団体。

(2) 最優秀選手賞

・優秀競技者として推薦され、最も顕著な活躍が認められた、チームまたは個人で表彰委員会で決定された者。

(3) 優秀競技者賞

- ① 沖縄県民体育大会で優勝したチームまたは個人。
- ② 沖縄県記録を樹立したチームまたは個人。
- ③ 県スポーツ協会の加盟団体が主催する大会で優勝したチームまたは個人。
- ④ 九州地区大会に出場し、3位以内に入賞したチームまたは個人。
- ⑤ 全国大会に県代表として出場し、6位以内に入賞したチームまたは個人。
- ⑥ 国民体育大会に県代表として出場した者。
- ⑦ 沖縄県選抜選手として九州大会3位、全国大会6位以内に入賞した者。

(4) 優秀指導者賞 (指導歴、1年未満は除く。)

県大会優勝・九州大会3位以内・全国大会6位以内に入賞した団体、または個人を指導した者。

(5) スポーツ功労賞

本郡の体育・スポーツ振興に尽力され顕著な功績があった満40歳以上で、下記の事項に該当する者。

- ① 本協会の会長・副会長・理事長として6年以上勤続した者。
- ② 本協会の役員として10年以上勤続した者。
- ③ 加盟団体の会長・副会長・理事長として6年以上勤続した者。
- ④ 加盟団体の役員として10年以上勤続した者。但し、女性役員については6年以上勤続した者。

(6) 優良スポーツ団体賞

八重山郡のスポーツの発展に貢献した功績が顕著な団体。

(表彰者)

第4条 表彰は、八重山郡スポーツ協会会長が表彰状を授与する。

(表彰の期日)

第5条 表彰は、毎年1月の八重山郡スポーツ協会賞授与式の間で行う。

(推薦書の提出)

第6条 加盟団体は、第3条の各項に該当し表彰に値すると思われるチームまたは個人の資料を指定期日までに、当協会事務局へ提出する。

(表彰委員会)

第7条 被表彰者の決定は、表彰委員会で行う。表彰委員は、八重山郡スポーツ協会会長、副会長、理事長、加盟団体長代表3名で構成する。加盟団体長3名については、輪番制とし、会長が委嘱する。

(選考基準)

第8条

- ①スポーツ功勞の受賞は1回限りとする。
- ②陸上競技のリレー種目や他競技のダブルス種目等は個人競技とみなす。
- ③最優秀競技者賞、チームまたは個人の中から原則として一つとする。

付 則

1. この規程は、平成12年5月11日全面改正。
2. 従来の八重山郡体育協会表彰規程（平成10年4月1日制定）および八重山郡体育協会会長賞規程（昭和56年4月1日制定）は廃止する。
3. 平成12年12月9日一部改正。
4. 平成18年12月6日一部改正。
5. 平成27年6月25日一部改正。
6. 平成30年12月22日一部改正。
7. 令和2年4月1日、名称及び一部改正。
8. 令和3年4月1日一部改正。